

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区基本計画審議会条例施行規則 (82) ..... 2
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 (83) ..... 2
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (84) ..... 2

### 告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (601) ..... 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (602) ..... 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (603) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (604) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (605) ..... 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (606) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (607) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (608) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (609) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (610) ..... 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (611) ..... 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (612) ..... 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (613) ..... 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (614) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (615) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (616) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (617) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (618) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (619) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (620) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (621) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (622) ..... 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則

- に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (623) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (624) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (625) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (626) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (627) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (628) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (629) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (630) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (631) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (632) ..... 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (633) ..... 6
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (634) ..... 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (635) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (636) ..... 6
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (637) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (638) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (639) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (640) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (641) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (642) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (643) ..... 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の告示 (644) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (645) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (646) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (647) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (648) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (649) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (650) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更

- 及び供用開始の告示 (651) ..... 8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (652) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (653) ..... 8
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (654) ..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (655) ..... 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (656) ..... 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (657) ..... 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (658) ..... 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (659) ..... 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (660) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (661) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (662) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (663) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (664) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (665) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (666) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (667) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (668) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (669) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (670) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (671) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (672) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (673) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (674) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (675) ..... 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則

に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(676).....10

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(677).....10

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(678).....10

○地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(679).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(680).....11

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(681).....11

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(682).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(683).....11

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(684).....11

○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示(685).....11

**公 告**

○世田谷区公文書管理条例に基づく公文書の管理状況の公表の公告(62).....11

○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告(63).....12

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の原案の縦覧の公告(64).....12

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(65).....12

○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(66).....13

○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の公告(67).....13

○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(68).....13

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(69).....13

○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(70).....13

規 則

次に掲げる規則を公布する。  
 令和4年8月31日  
 世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区規則第82号**  
 世田谷区基本計画審議会条例施行規則
- 世田谷区規則第83号**  
 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第84号**

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区基本計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区基本計画審議会条例(令和4年3月世田谷区条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。(委嘱の取消し)

第2条 区長は、次に掲げる場合には、条例第3条に規定する世田谷区基本計画審議会(以下「審議会」という。)の委員の委嘱を取り消すものとする。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。(会議の公開)

第3条 審議会は、公開とする。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 審議会において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するとき。
- (2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が公開することが適当でないとき。

(議事録)

第4条 会長は、議事の経過等を記載した議事録(以下「議事録」という。)を作成し、保存するものとする。

2 議事録は、公開する。ただし、議事録に記載されている情報が、世田谷区情報公開条例第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するときは、この限りでない。(庶務)

第5条 審議会の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立身近な広場条例施行規則(平成7年3月世田谷区規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4の部世田谷区立大蔵5-11広場の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表総合支所街づくり課街づくり担当係

長(街づくり課長が指定する者)の項の次に次のように加える。

北沢総合支所拠点整備担当課 拠点整備担当係長(拠点整備担当課長が指定する者)	拠点整備担当課に属する収納金の収納及び払込み
---	------------------------

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 36-20
- (2) 36-20

2 変更の区間

- (1) 世田谷区祖師谷六丁目684番12の内
- (2) 世田谷区祖師谷六丁目684番12の内

3 変更の区域

- (1) 延長 10.61メートル  
幅員 0.16メートルから0.21メートルまで  
面積 2.01平方メートル
- (2) 延長 10.46メートル  
幅員 0.11メートルから0.17メートル  
面積 1.51平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年8月1日

◎世田谷区告示第602号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区駒沢二丁目71番20から71番18まで

3 変更の区域

- 延長 16.59メートル  
幅員 0.43メートルから0.46メートルまで  
面積 7.44平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年8月1日

◎世田谷区告示第603号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区梅丘二丁目1337番1の内
- 3 変更の区域  
延長 10.81メートル  
幅員 0.15メートルから  
0.17メートルまで  
面積 1.78平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月1日

◎世田谷区告示第604号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見四丁目3561番の内
- 3 変更の区域  
延長 26.25メートル  
幅員 0.36メートル  
面積 10.61平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月1日

◎世田谷区告示第605号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 50-18  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区砧六丁目126番38の内  
(2) 世田谷区砧六丁目126番38の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 14.94メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 2.64平方メートル  
(2) 延長 8.54メートル  
幅員 0.12メートルから  
0.14メートルまで  
面積 1.12平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月1日

◎世田谷区告示第606号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-D248-11
- 2 変更の区間  
世田谷区池尻二丁目138番4の内
- 3 変更の区域  
延長 4.67メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 2.97平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月1日

◎世田谷区告示第607号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
55-2
- 2 変更の区間  
世田谷区中町四丁目61番35から61番38まで
- 3 変更の区域  
延長 19.64メートル  
幅員 0.25メートル  
面積 5.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月1日

◎世田谷区告示第608号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢四丁目612番33の内
- 3 変更の区域  
延長 6.89メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.25平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月1日

◎世田谷区告示第609号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原五丁目488番18の内
- 3 変更の区域  
延長 17.85メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.18メートルまで  
面積 3.16平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月1日

◎世田谷区告示第610号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区松原五丁目488番10の内
- 3 供用開始の区域  
延長 0.05メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 0.009平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月1日

◎世田谷区告示第611号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したため、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第612号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたため、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第613号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったため、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項

の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第614号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第615号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区八幡山三丁目149番8の内
- 3 変更の区域  
延長 10.65メートル  
幅員 0.61メートル  
面積 6.57平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月1日

◎世田谷区告示第616号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
児童サービス プラス 砦
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区砦四丁目10番17号1階
- 3 申請者の名称  
SKYケアサービス株式会社
- 4 指定年月日  
令和4年8月1日
- 5 障害児通所支援の種類  
児童発達支援及び放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第617号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号

及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
放課後等デイサービス フェリチータ
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区上北沢四丁目36番23号A105
- 3 申請者の名称  
株式会社フェリーチェ
- 4 指定年月日  
令和4年8月1日
- 5 障害児通所支援の種類  
放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第618号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
きらきら桜新町
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区桜新町二丁目1番1号桜町荘2階
- 3 申請者の名称  
一般社団法人ふたば会
- 4 指定年月日  
令和4年8月1日
- 5 障害児通所支援の種類  
児童発達支援及び放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第619号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
あじさい
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区赤堤三丁目2番7号メゾンY O U 101号室
- 3 申請者の名称  
一般社団法人あすば
- 4 指定年月日  
令和4年8月1日
- 5 障害児通所支援の種類  
放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第620号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
コベルプラス 千歳船橋第二教室
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区船橋三丁目14番12号アーバニティちとふな1階
- 3 申請者の名称  
株式会社ブックエース
- 4 指定年月日  
令和4年8月1日
- 5 障害児通所支援の種類  
児童発達支援

◎世田谷区告示第621号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜丘三丁目2793番60から2793番15の内まで
- 3 変更の区域  
延長 17.36メートル  
幅員 0.47メートルから0.53メートルまで  
面積 8.57平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月2日

◎世田谷区告示第622号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山六丁目1797番7の内から1797番5の内まで
- 3 変更の区域  
延長 18.01メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 11.47平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年8月2日

◎世田谷区告示第623号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年8月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-G138
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区船橋四丁目412番3地先無番  
(新) 世田谷区船橋四丁目412番3地先無番
- 3 廃止の期日  
令和4年8月2日

◎世田谷区告示第624号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-D135-04
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷一丁目73番18の内
- 3 変更の区域  
延長 14.55メートル  
幅員 0.06メートルから  
0.07メートルまで  
面積 1.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月2日

◎世田谷区告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂二丁目342番3の内
- 3 変更の区域  
延長 10.06メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 6.41平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月3日

◎世田谷区告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
55-21
- 2 変更の区間  
世田谷区岡本三丁目353番31
- 3 変更の区域  
延長 9.37メートル  
幅員 0.46メートルから  
0.47メートルまで  
面積 4.40平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月3日

◎世田谷区告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
44-29
- 2 変更の区間  
世田谷区千歳台二丁目692番1
- 3 変更の区域  
延長 38.60メートル  
幅員 0.84メートルから  
1.25メートルまで  
面積 43.20平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月3日

◎世田谷区告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区弦巻三丁目8番62地先無番
- 3 変更の区域  
延長 9.84メートル  
幅員 2.50メートル  
面積 24.61平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月5日

◎世田谷区告示第629号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成

14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年8月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-G084-01
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区弦巻三丁目8番2地先無番から8番3地先無番まで  
(新) 世田谷区弦巻三丁目8番2地先無番から8番33地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年8月5日

◎世田谷区告示第630号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和4年8月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-G084-02
- 2 指定する起終点  
世田谷区弦巻三丁目8番42地先無番から8番3地先無番まで
- 3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂一丁目40番5の内から40番12の内まで
- 3 変更の区域  
延長 25.23メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.18メートルまで  
面積 4.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月5日

◎世田谷区告示第632号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

世田谷区公報

この関係図面は、令和4年8月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-D135-05
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷一丁目88番3の内
- 3 変更の区域  
延長 12.80メートル  
幅員 0.05メートルから  
0.10メートルまで  
面積 1.10平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月5日

◎世田谷区告示第633号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ステップバーと  
な一用賀
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区  
用賀二丁目33番  
22号第2福ビル  
1階
- 3 事業者の名称  
J T L S t u  
d i o株式会社
- 4 廃止届受理年月日  
令和4年7月15  
日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所  
介護

◎世田谷区告示第634号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。この関係図面は、令和4年8月8日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区喜多見四丁目36番内
- 3 指定年月日  
令和4年8月8日

◎世田谷区告示第635号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年8月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
デイサービスい  
ち

- 2 事業所の所在地  
東京都渋谷区富ヶ  
谷一丁目34番8号  
1階
- 3 事業者の名称  
特定非営利活動法  
人のち
- 4 指定年月日  
令和4年7月15日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介  
護

◎世田谷区告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂三丁目307番8の内
- 3 変更の区域  
延長 6.85メートル  
幅員 0.20メートルから  
0.22メートルまで  
面積 1.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月9日

◎世田谷区告示第637号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年8月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画緑地第101号北烏山  
七丁目緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区北烏山七丁目地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画  
課

◎世田谷区告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂三丁目42番41から  
42番43まで
- 3 変更の区域  
延長 5.91メートル

- 幅員 0.43メートルから  
0.62メートルまで
- 面積 3.09平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月16日

◎世田谷区告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
38-6
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂一丁目389番106の  
内
- 3 変更の区域  
延長 8.14メートル  
幅員 0.08メートルから  
0.09メートルまで  
面積 0.73平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月17日

◎世田谷区告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
北烏山一丁目917番24地先無番か  
ら917番9地先無番まで
- 3 変更の区域  
延長 16.29メートル  
幅員 2.98メートルから  
3.78メートルまで  
面積 55.82平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月19日

◎世田谷区告示第641号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年8月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
41-G119-01
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区北烏山一丁目917番  
24地先無番から920番20地先  
無番まで

<p>(新) 世田谷区北烏山一丁目920番 3地先無番から920番20地先 無番まで</p> <p>3 廃止の期日 令和4年8月19日</p>	<p>5 障害児通所支援の種類 月31日 児童発達支 援及び放課 後等デイサ ービス</p>	<p>(1) 延長 6.63メートル 幅員 0.55メートルから 0.70メートルまで 面積 4.58平方メートル</p> <p>(2) 延長 10.37メートル 幅員 0.19メートルから 0.27メートルまで 面積 3.88平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月22日</p>
<p>◎世田谷区告示第642号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月19日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢四丁目138番36の内</p> <p>3 変更の区域 延長 16.32メートル 幅員 0.01メートルから 0.18メートルまで 面積 1.67平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月19日</p>	<p>◎世田谷区告示第645号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月22日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 37-52</p> <p>2 変更の区間 世田谷区中町四丁目58番43</p> <p>3 変更の区域 延長 10.67メートル 幅員 0.25メートル 面積 3.73平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月22日</p>	<p>◎世田谷区告示第648号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 第2項の規定に基づき、特別区道路線の供 用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月22日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 36-39</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目645番18の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.18メートル 幅員 0.18メートル 面積 0.03平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月22日</p>
<p>◎世田谷区告示第643号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月19日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田一丁目359番15の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.81メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.24平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月19日</p>	<p>◎世田谷区告示第646号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月22日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区上用賀六丁目94番1の内 から93番1まで (2) 世田谷区上用賀六丁目94番1の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 40.05メートル 幅員 0.25メートル 面積 9.98平方メートル (2) 面積 1.17平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月22日</p>	<p>◎世田谷区告示第649号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月22日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 37-38</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜上水二丁目696番2の内</p> <p>3 変更の区域 延長 12.94メートル 幅員 1.41メートルから 1.44メートルまで 面積 18.45平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月22日</p>
<p>◎世田谷区告示第644号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 21条の5の20第4項及び第59条の4第1項 の規定により指定障害児通所支援の事業の 廃止の届出があったので、同法第21条の5 の25第2号及び第59条の4第1項の規定に より告示する。 令和4年8月19日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 株式会社 a i a i ライ フサービス</p> <p>2 事業所の所在地 世田谷区砧 四丁目10番 17号1階</p> <p>3 申請者の名称 児童デイサ ービス プ ラス砧</p> <p>4 廃止年月日 令和4年7</p>	<p>◎世田谷区告示第647号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月22日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 36-39</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区北沢四丁目645番17の内 (2) 世田谷区北沢四丁目645番17の内</p> <p>3 変更の区域</p>	<p>◎世田谷区告示第650号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月22日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 41-34</p> <p>2 変更の区間 世田谷区世田谷三丁目1018番2の内</p>

内から1018番15の内まで

3 変更の区域  
 延長 18.14メートル  
 幅員 0.00メートルから  
 0.15メートルまで  
 面積 1.87平方メートル

4 供用開始の期日  
 令和4年8月22日

◎世田谷区告示第651号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G093
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷三丁目1018番2の内から1018番15の内まで
- 3 変更の区域  
延長 14.09メートル  
幅員 1.46メートルから  
1.52メートルまで  
面積 20.94平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月22日

◎世田谷区告示第652号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和4年8月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ケア21砧
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区砧五丁目17番14号ブランドール砧101号
- 3 事業者の名称 株式会社ケア21
- 4 指定年月日 令和4年9月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目134番18の内
- 3 変更の区域  
延長 9.74メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.28メートルまで

- 面積 2.30平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月23日

◎世田谷区告示第654号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和4年8月23日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区喜多見四丁目32番先から  
狛江市岩戸南三丁目11番先まで
- 3 指定年月日  
令和4年8月23日

◎世田谷区告示第655号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-D059-10
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤五丁目467番8の内
- 3 変更の区域  
延長 3.26メートル  
幅員 0.66メートルから  
0.72メートルまで  
面積 2.28平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月24日

◎世田谷区告示第656号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年8月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
リハビリフィットネスゆずりは用賀
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区用賀二丁目33番10号ソルフェージュ1階
- 3 事業者の名称  
株式会社ベンチャーバンク
- 4 廃止届受理年月日  
令和4年6月10日

- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第657号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年8月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
リハビリフィットネスゆずりは梅ヶ丘
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区代田三丁目38番2号1階
- 3 事業者の名称  
株式会社ベンチャーバンク
- 4 廃止届受理年月日  
令和4年6月10日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第658号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年8月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
リハビリフィットネスゆずりは千歳烏山
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区南烏山五丁目1番10号タナック千歳烏山1階
- 3 事業者の名称  
株式会社ベンチャーバンク
- 4 廃止届受理年月日  
令和4年6月10日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第659号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年8月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
リハビリフィットネスゆずりは経堂
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区経堂一丁目5番6号パルファム経堂1階
- 3 事業者の名称  
株式会社ベンチャーバンク
- 4 廃止届受理年月日  
令和4年6月10日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所



介護	介護	型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。
<p>◎世田谷区告示第660号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは駒沢大学</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区野沢四丁目21番14号ヒルトップ駒沢1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ベンチャーバンク</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和4年6月10日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第663号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは用賀</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀二丁目33番10号ソルフェージュ1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社LAVA International</p> <p>4 指定年月日 令和4年9月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは経堂</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区経堂一丁目5番6号パルファム経堂1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社LAVA International</p> <p>4 指定年月日 令和4年9月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>
<p>◎世田谷区告示第661号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは学芸大学</p> <p>2 事業所の所在地 東京都目黒区中央町二丁目7番5号ロイヤルエクセレント学芸大1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ベンチャーバンク</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和4年6月10日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第664号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは梅ヶ丘</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区代田三丁目38番2号1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社LAVA International</p> <p>4 指定年月日 令和4年9月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第667号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは駒沢大学</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区野沢四丁目21番14号ヒルトップ駒沢1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社LAVA International</p> <p>4 指定年月日 令和4年9月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>
<p>◎世田谷区告示第662号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。</p> <p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは狛江喜多見</p> <p>2 事業所の所在地 東京都狛江市東野川一丁目6番5号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ベンチャーバンク</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和4年6月10日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所</p>	<p>◎世田谷区告示第665号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは千歳烏山</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山五丁目1番10号タナック千歳烏山1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社LAVA International</p> <p>4 指定年月日 令和4年9月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第668号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 リハビリフィットネスゆずりは学芸大学</p> <p>2 事業所の所在地 東京都目黒区中央町二丁目7番5号ロイヤルエクセレント学芸大1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社LAVA International</p> <p>4 指定年月日 令和4年9月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>
	<p>◎世田谷区告示第666号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着</p>	<p>◎世田谷区告示第669号</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。</p> <p>令和4年8月24日 世田谷区長 保坂展人</p>

<p>1 事業所の名称 リハビリフィット ネスゆずりは狛江 喜多見</p> <p>2 事業所の所在地 東京都狛江市東野 川一丁目6番5号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社LAVA I n t e r n a t i o n a l</p> <p>4 指定年月日 令和4年9月1日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介 護</p>	<p>世田谷区北沢五丁目785番10の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.17メートル 幅員 0.14メートルから 0.15メートルまで 面積 0.02平方メートル</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第673号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区豪徳寺一丁目1944番の内</p> <p>3 変更の区域 延長 9.18メートル 幅員 0.26メートルから 0.27メートルまで 面積 2.48平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月26日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第674号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区駒沢四丁目80番20の内</p> <p>3 変更の区域 延長 18.25メートル 幅員 0.63メートルから 0.65メートルまで 面積 11.90平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月29日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第675号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区上北沢一丁目675番5地先無番</p> <p>3 変更の区域 延長 33.81メートル 幅員 0.00メートルから</p>	<p>0.84メートルまで 面積 15.54平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月30日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第676号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和4年8月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 22-G028-01</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区上北沢一丁目727番6地先無番から675番5地先無番まで (新) 世田谷区上北沢一丁目727番6地先無番から675番27まで</p> <p>3 廃止の期日 令和4年8月30日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第677号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和4年8月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 もみりハの家万吉</p> <p>2 事業所の所在地 埼玉県熊谷市万吉984番地9</p> <p>3 事業者の名称 株式会社グローフォース</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和4年8月18日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第678号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。 令和4年8月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 グループホームすずらん</p> <p>2 事業所の所在地 福岡県朝倉市杷木穂坂89番地の1</p> <p>3 事業者の名称 有限会社ケアセンターすずらん</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和4年8月19日</p> <p>5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び</p>
<p>◎世田谷区告示第670号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区桜新町一丁目3番12の内</p> <p>3 変更の区域 延長 12.91メートル 幅員 0.10メートルから 0.69メートルまで 面積 6.65平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月26日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第671号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和4年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢五丁目785番10の内</p> <p>3 変更の区域 延長 8.27メートル 幅員 0.15メートルから 0.18メートルまで 面積 1.37平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和4年8月26日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第672号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和4年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和4年8月26日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間</p>		

介護予防認知症  
対応型共同生活  
介護

令和4年8月31日

◎世田谷区告示第679号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
鎌田南睦会
- 2 区域  
世田谷区鎌田一丁目及び世田谷区鎌田二丁目の全域、世田谷区鎌田三丁目1番から13番まで及び15番から26番までの区域並びに世田谷区宇奈根一丁目1番、15番から18番まで、21番の一部及び22番から24番までの区域
- 3 主たる事務所  
東京都世田谷区鎌田二丁目11番7号
- 4 代表者の氏名及び住所  
脇 克仁  
東京都世田谷区鎌田二丁目14番2号
- 5 変更があった事項及びその内容  
代表者の住所  
東京都世田谷区鎌田二丁目11番2号NDハイム8-505

◎世田谷区告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区玉川台二丁目441番1地先無番
- 3 変更の区域  
延長 35.39メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.21メートルまで  
面積 6.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月31日

◎世田谷区告示第681号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年8月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-G070
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区玉川台二丁目442番9地先無番から441番3地先無番まで  
(新) 世田谷区玉川台二丁目442番9地先無番から442番8地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年8月31日

◎世田谷区告示第682号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和4年8月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-G070-01
- 2 指定する起終点  
世田谷区玉川台二丁目441番3地先無番
- 3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1116番17の内
- 3 変更の区域  
面積 1.36平方メートル
- 4 供用開始の期日

◎世田谷区告示第684号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D051-06
- 2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1116番18から1116番17の内まで
- 3 変更の区域  
延長 17.31メートル  
幅員 0.69メートルから  
0.73メートルまで  
面積 12.36平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年8月31日

◎世田谷区告示第685号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和4年8月31日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第62号

公文書の管理状況の公表について  
世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第9条の規定により、令和3年度の公文書の管理の状況を次のとおり公表する。

令和4年8月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 文書事務の実施機関  
区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会
- 2 公文書の作成等の状況（総合文書管理システム上の件数）  
(1) フォルダ等の作成 156,957件  
(2) 文書の收受 41,796件  
(3) 起案文書の作成 104,966件
- 3 職員を対象とした公文書の管理に関する研修の実施状況

研修名	受講対象者	受講者数
採用1年目文書	新規採用職員	280名
文書（システム入門）	希望する職員（初心者）	62名
文書（ファイリング）	文書担当者及び希望する職員	68名
文書（監督者）	文書主任及び希望する係長職職員	12名
会計年度任用職員（基幹実務研修）文書管理	希望する事務系の会計年度任用職員	77名

4 公文書の管理に関する点検の実施状況

(1) 点検の概要

公文書の作成又は收受及び保管の状況について、各実施機関において自己点検を実施したほか、複数の部署に対して、区政情報課の職員による実地での点検を実施した。また、文書事務に携わる全職員を対象に、文書事務のセルフチェック(文書事務全般に関する理解度チェック)を実施した。

(2) 主な点検の内容

- ① 公文書が適切に作成又は收受されているか。
- ② フォルダ等が適切に作成され、公文書が適正に管理されているか。

(3) 点検の結果

公文書の管理状況は概ね良好であり、起案文書の電子決定も改善されてきたが、総合文書管理システムへの日付の誤入力等が見受けられた。

(4) 点検の結果を受けての対応

総合文書管理システムへの誤入力の訂正等必要な措置を行った上で、再発防止策を講じる等事務の改善を促した。

◎世田谷区公告第63号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項及び附則第7条の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、実施内容を次とおり変更したので公告する。

令和4年8月4日

世田谷区長 保坂展人

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

2 予防接種の対象者

世田谷区内に居住する5歳上の者(以下「対象者」という。)

3 予防接種を行う期間

令和4年8月4日から同年9月30日まで

4 予防接種を行う場所

世田谷区内の指定施設及び指定医療機関

5 予防接種を行う医師の氏名

前項に規定する指定医療機関において掲示する。

6 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。ただし、12歳未満の者に対する予防接種(予防接種法附則第7条第1項に規定する予防接種をいう。以下同じ。)並びに12歳以上18歳未満の者及び18歳以上60歳未満の者(基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防

接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。)に規定する基礎疾患をいう。)を有する者その他の新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者、医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。)である者及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。)である者を除く。以下「基礎疾患を有しない者等」という。)に対する第二期追加接種(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第9条に規定する第二期追加接種をいう。以下同じ。)においては、使用しない。)

- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(武田薬品工業株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、12歳未満の者に対する初回接種(予防接種実施規則附則第7条に規定する初回接種をいう。以下同じ。)18歳未満の者に対する第一期追加接種(同規則附則第8条に規定する第一期追加接種をいう。以下同じ。)並びに18歳未満の者及び基礎疾患を有しない者等に対する第二期追加接種においては、使用しない。)

- (3) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(ファイザー株式会社が令和4年1月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、対象者のうち12歳未満の者に対する初回接種及び対象者のうち1回目接種時に12歳未満であった12歳以上の者に対する2回目接種においてのみ使用する。)

- (4) 組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(武田薬品工業株式会社が令和4年4月19日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。ただし、12歳未満の者に対する初回接種、18歳未満の者に対する第一期追加接種及び第二期追加接種においては、使用しない。)

7 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

8 接種の判断を行うに際して注意を要する者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓

疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

◎世田谷区公告第64号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第18条第1項の規定に基づき、地区計画の原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和4年8月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画の種類及び名称  
東京都市計画地区計画祖師谷二丁目地区地区計画
- 2 地区計画を定める土地の区域  
世田谷区祖師谷二丁目地内
- 3 地区計画の原案の縦覧場所  
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間  
令和4年8月5日から同月19日まで
- 5 意見書の提出期間  
令和4年8月5日から同月26日まで
- 6 意見書の提出先  
世田谷区砧総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第65号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年8月9日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区中町四丁目58番36 58番44 58番45 58番46 58番47	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号 大和ハウス工業株式会社 支配人 更科 雅俊

58番48	
58番49	
58番50	
58番51	
58番52	
58番53	

◎世田谷区公告第66号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。

令和4年8月10日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区公告第67号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により認定した建築物について、同条第8項の規定により一団の土地の区域等を次のとおり公告するとともに、当該区域等を表示した図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年8月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定年月日及び認定番号  
令和4年6月30日付第R04認定008号
- 2 一団地の区域（地名地番）  
世田谷区野毛1丁目39番1
- 3 建築物の名称  
都営住宅世田谷区野毛一丁目団地B棟工事
- 4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区都市整備政策部内

◎世田谷区公告第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和4年8月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
削除する部分  
世田谷区赤堤二丁目、桜上水二丁目、等々力七丁目、中町二丁目、中町三丁目、瀬田二丁目、千歳台二丁目、千歳台三丁目、喜多見一丁目、喜多見三丁目、喜多見四丁目、喜多見五丁目、南烏山二丁目及び上用賀六丁目各地下  
追加する部分  
世田谷区等々力四丁目、成城四丁目、喜多見九丁目、上祖師谷二

丁目、上祖師谷四丁目、北烏山四丁目、上祖師谷六丁目、千歳台二丁目、砧六丁目及び給田三丁目各地下

3 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課

4 縦覧期間

令和4年8月15日から同月29日まで

5 意見書の提出先

世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第69号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年8月30日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区駒沢一丁目3425番6の一部 3425番11の一部	東京都世田谷区駒沢一丁目23番1号 学校法人駒澤大学 理事長 山本 健善

◎世田谷区公告第70号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。

令和4年8月31日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第25回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和4年8月26日

世田谷区農業委員会会長

宍戸 幸男

- 1 開催日時 令和4年8月31日（水）  
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について

--	--	--

--	--	--

--	--	--